

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書		令和6年6月7日
滋賀県知事 三日月 大造 殿		
提出者 住 所 滋賀県長浜市宮前町1 4 番 7 号 氏 名 長浜赤十字病院 院長 楠井 隆 電話番号 0749-63-2111		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。		
事業場の名称	長浜赤十字病院	
事業場の所在地	滋賀県長浜市宮前町1 4 番 7 号	
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
①事業の種類	病 院	
②事業の規模	492 床	
③従業員数	972 人	
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり	

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙の通り

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油
	排出量	132.3 t	0.6 t
	(これまでに実施した取組)		
	廃棄物の排出時点で適正な分別仕分を徹底し、発生を抑制する。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油
	排出量	115 t	0.5 t
	(今後実施する予定の取組)		
	引き続き、取り組んでいく。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 適正な分別仕分を徹底する。 「紙おむつ」について、一部を一般廃棄物(非感染性廃棄物)として分別・処分を実施している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 従来の取り組み内容に加え、 オムツの分別にさらに取り組んでいく

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油
	全処理委託量	132.3 t	0.6 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
処理業者と適切な委託契約を締結できるように努める。			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油
	全処理委託量	115 t	0.5 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後とも、処理業者と適切な委託契約を締結できるように努める。		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度】（令和 5 年度）実績		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		132.9 t
	(今後実施する予定の取組等) すでに電子マニフェストは導入済みである。 また、入力ミスが起こらないように努める。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

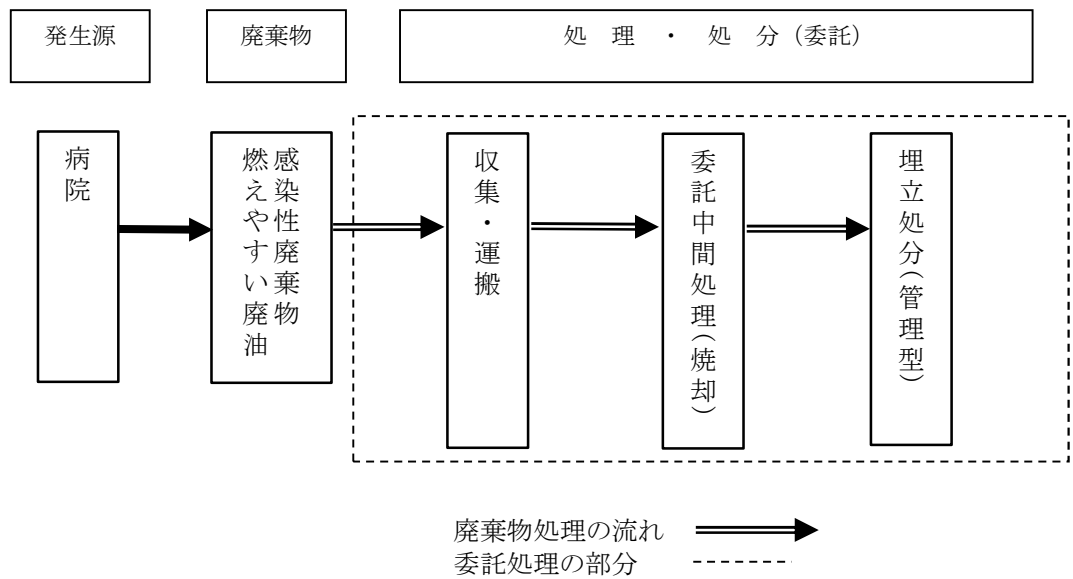
- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物の処理に関する事項

(1) 基本的事項

- ①特別管理産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他規則を遵守するとともに行政の環境施策に協力する。
- ②特別管理産業廃棄物の処理についてはすべて業者委託とし、許可業者であることはもちろん、収集運搬から処分に至るまで確認し的確に管理する。
- ③特別管理産業廃棄物の処理について次に掲げる事項を実施する。
 - 発生抑制 ・廃棄物の排出時点で、適正な分別仕分を徹底し、発生を抑制する。
 - 再生利用 ・感染対策の問題があるので慎重の上にも慎重に判断し、監督官庁の指導を仰ぎながら、再生処理ルート of 確保を検討する。
 - その他 ・処理業者と適正な委託契約を締結する。

(2) 特別管理産業廃棄物の処理フロー

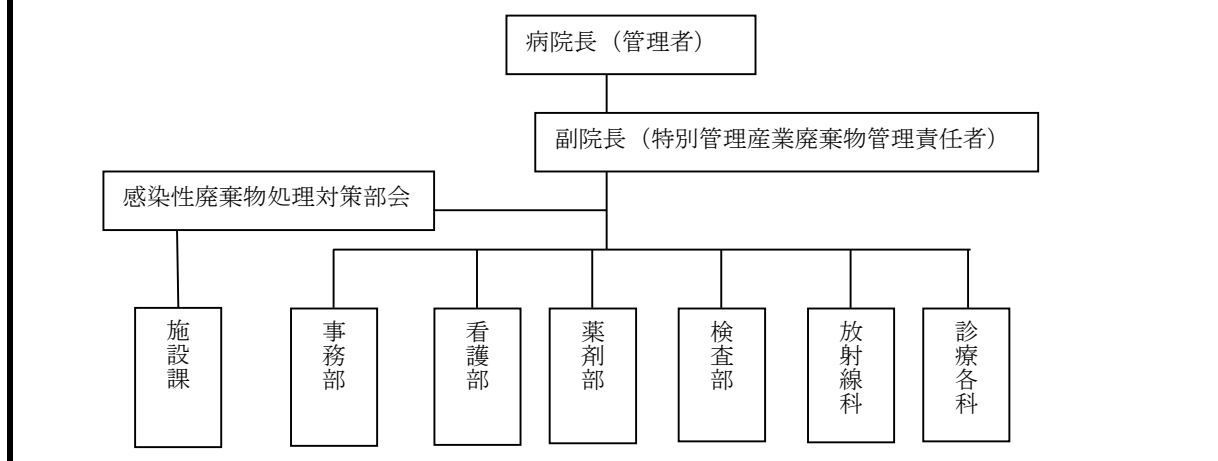


特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

管理者		院長
特別管理産業廃棄物管理責任者		副院長
廃棄物担当		施設課
役 割	管理者	○特別管理産業廃棄物処理に関する管理
	特別管理産業廃棄物管理責任者	○特別管理産業廃棄物処理方針の策定 ○感染性廃棄物管理規程の策定・改廃 ○特別管理産業廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	感染性廃棄物処理対策部会	○感染性廃棄物処理に関する検討 感染性廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・部会長－感染管理室室長　・委員－関連部署所属長 ・事務局－事務局 施設課
	廃棄物担当	○特別管理産業廃棄物処理計画の作成 ○特別管理産業廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○処理業者の選定及び管理 ○委託契約の締結 ○特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○職員、委託業者に対する教育・啓発 ○その他関係する事項

特別管理産業廃棄物管理組織図



(2) 管理体制の強化

廃棄物を適正に処理するため横断的な組織（感染性廃棄物処理対策部会）を編成し、関係法令を遵守すべく感染性廃棄物管理規程の策定・改廃を行う。

(3) 教育・研修

院内から発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法に関する留意事項を整理し、感染性廃棄物処理対策部会において検討し、職員に周知徹底する。

(4) 情報公開

日本赤十字社の保有する情報の公開に関する実施要綱に基づき情報公開する。